

九州歯科大学内部質保証のための自己点検実施要領

令和元年9月11日

改正 令和2年10月12日

(目的)

第1条 公立大学法人九州歯科大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）規則第8条に定める実施組織（以下「実施組織」という。）の行う、本学の諸活動についての点検及び評価に関する事務については、この要領に定めるとおりとする。

(点検及び評価の時期)

第2条 実施組織は、次の各号に掲げる事項について、各年度の1月末までに点検及び評価を実施し、その結果を速やかに委員会に報告するものとする。ただし、委員会委員の提案により、緊急に自己点検が必要と認められた事項についてはこの限りではない。

- (1) 教育課程についての点検・評価
- (2) 施設設備についての点検・評価
- (3) 学生支援に関する点検・評価
- (4) 学生受入に関する点検・評価

(点検・評価の実施方法)

第3条 実施組織は、前条に定める点検・評価を行うときは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が公表する大学機関別認証評価自己評価実施要項（以下「自己評価実施要項」という。）に記載された自己評価の方法により行う。この際、必要に応じ、本学の状況を整理するためのチェックシートを作成するものとする。

2 前条第1号に定める教育課程の点検・評価を行う際には、自己評価実施要項に記載された領域6教育課程と学習成果に関する基準に照らして実施するものとする。

(判断基準)

第4条 点検・評価については、その項目の分析に必要な根拠資料・データを確認できたときは、その事項に関する基準を満たすものと判断する。

附 則

この要領は、令和元年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月12日から施行する。